

グアム島
知事室
アガニャ, グアム 96932
アメリカ合衆国

知事令 2020-07

立ち退き一時猶予令の制定、価格急騰抑制令の明確化、公開会議への遠隔参加に関連して

2020年3月14日ルー・A・レオン・ゲレロ（メガハガ・グアハン）知事は、基本法及びグアムの法律により与えられた権限に従い、新型コロナウイルス（COVID-19）によってもたらされる潜在的な危険のため、グアム島で公衆衛生上の緊急事態を宣言した。

社会的活動制限を義務化し、CUREアクションチームを創設し、事業、政府、商業活動を最重要機能のみに制限することにより新型コロナウイルス拡散を軽減するため、三つの知事令を発令した。

グアム地域の大部分の層が閉鎖や労働時間の短縮により悪影響を被っている。

2020年3月18日アメリカ合衆国住宅都市開発省は借主と住宅所有者に対する火急の救済措置として、差し押さえ、立ち退き全ての一時停止を発表した。

グアム最高裁判所行政命令ADM20-210に従い、新型コロナウイルス拡散を遅らせることを目的としてグアム最高裁判所および上級裁判所はその運営を制限している。

よって、ルー・A・レオン・ゲレオ知事は修正されたグアム基本法により与えられた権限により、ここに以下の命令を下す:

1. 設備、資材に関する緊急措置の拡大
知事令2020-05第2項によって定められた事業所での業務禁止またはその他の公共施設での活動禁止は引き続き4月13日まで有効とする。
2. 差し押さえ、立ち退きに関する手続きの一時停止
グアム最高裁判所発行行政命令ADM20-210に従い、賃貸またはその他を問わず、不動産または財産の差し押さえや立ち退き措置手続きは本知事令発令期間、またはその延長期間の最終日まで開始できないとする。現在

進行中の差し押さえ、立ち退き措置手続に関してはこの公衆衛生上の緊急事態期間中、またはその延長期間中に徴収されるものとする。

- a. 本知事令において賃料、住宅ローンの支払い義務および個人の賃貸契約もしくは住宅ローン契約の下発生する義務を緩和すると解釈される条項は含まれない。
- b. グアム住宅都市開発局（The Guam Housing and Urban Renewal）、グアム住宅公団（The Guam Housing Corporation）、チャモロ土地信託委員会（The CHamoru Land Trust Commission）およびその他全てのグアム政府管轄住宅機構は、この公衆衛生上の緊急事態期間中、またはその延長期間中、住宅補助受取人、申請者がプログラム受給資格証明に関する書類提出を行う期限の延長が可能となるよう最大限裁量するよう指示されている。
- c. グアム税務局は直ちに金融機関と協力し住宅差し押さえの脅威から救済できる方法、手段を講じることを指示されている。

3. 価格急騰抑制令

現在の公衆衛生上の緊急事態期間中有効とする価格急騰抑制令は価格上限を設定することとする。本知事令およびその他の命令において、この公衆衛生上の緊急事態またはその延長の結果引き起こる商品の逼迫、もしくは逼迫が予想され得るいかなる商品、サービス、住宅賃貸および個人用防護具（PPE）などの商品を含むがその限りではない全ての商品の市場原理に合わせた価格調整、その調整処置を禁止するとはみなされない。特に公法 35-74 に従い、この知事令と知事令 2020-03 は以下の品目を含むがその限りではない。体温計、除菌シート、おしりふき、ペーパータオル、アロエ、乳液、手袋、解熱剤、咳止め、酸化亜鉛サプリメント、マスク、消毒用アルコール、トイレトペーパー、ティッシュペーパー。

4. オープンガバメントおよびテレカンファレンスへの参加に関して

現地法のいかなる規定にも関わらず、グアム議会および全ての政府機関、理事会、委員会は会議への出席、組織へ報告を希望する全ての民間人が電話もしくは電子媒体を通して公開会議へ参加できるよう対処したテレカンファレンスによって公開会議開催の権限を与えられる。知事令 2020-003 によって示された公衆衛生上の非常事態発令中とする本知事令施行期間、またはその延長期間終了時まで有効とする。明示的または暗示的に会員の身体的に実際の出席、代理人の出席もしくは民間人の出席、定足数を満たす現地法の全ての要件は、これにより放棄される。

特にその他の適用可能な以下の要件

- a. 公開会議に出席する会員の所在地を開催組織が把握していること
- b. 各テレコンファレンスは全ての民間人が接続可能であること
- c. 一般会員は各テレカンファレンスの会議場所を組織に申し入れることがあり得る。
- d. 組織は会議議題を全てのテレカンファレンス開催場所に掲載しなければならない。
- e. 最低1名の組織代表者は告示されたテレカンファレンス開催場所に実際に出席しなければならない。

は以下の条件の基に一時保留する。

- a. 知事令 2020-006 条項 5 において明記された保留が有効な期間中、公務運営を目的とした政府機関または組織はグアム法務長官のウェブサイト掲載用会議内容を提出し公告とする。ウェブサイト投稿のための合理的時間を考慮してグアム法務長官への情報提出は開催が予定されている会議より前もって行うこと。
 - b. 告示要件と整合させるため、会議開催組織は電話または電子的に接続可能な場所を公開会議の見学、意見提出を認められた一般会員、もしくはは地方オープンガバメント法で規定された権利を有する者へ少なくとも一つ告知する必要がある。
5. 人員削減もしくは就業時間短縮に関する報告要件
影響を受けた従業員への補償手続きのため、労働局は雇用主に2020年1月1日からこの公衆衛生上の非常事態またその延長期間中に発生した従業員解雇、レイオフ、休暇、就業時間短縮などの人員削減に関する情報を労働局局長の定める様式にしたがって報告することを求めることがある。報告書には最低限、影響を受けた人員の人数、氏名、および削減開始直前の賃金/給与額が明記されていること。
6. 執行
この命令もしくは知事令2020-03、2020-04、2020-05および2020-006の条項に従わない場合は罰金の対象となり、事業の場合、営業許可の停止となる。この知事令を実行するため、この知事令に関してグアム公衆衛生および社会福祉局（以下グアム保健局）及びグアム税務局がガイダンスを発行することがある。グアム保健局およびグアム税務局は必要に応じてグアム警察庁の協力を得てこの知事令を執行する。
7. 分離/可分性
もし、この知事令のいずれかの条項規定、人または状況への適用が無効であると判断された場合でも、その無効性は、その他の有効な知事令の条項規定または適用に何らの影響も及ぼさない。また、この知事令の規定は分離可能である。

2020年3月28日、グアムのハガニャにて署名及び宣言した

ルーA レオンゲレロ
メガハガグアハン
グアム準州知事